

令和6年第2回太子町議会臨時会（第508回町議会）会議録

令和6年5月14日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 承認第3号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 追加日程第1 承認第2号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
(総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 5 承認第3号 専決処分したものに付き承認を求めることについて
(太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて)

追加日程第2 西はりま消防組合議会議員の選挙

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	出原賢治	6番	森田哲夫
7番	玉田正典	8番	中藪清志
9番	堀卓史	10番	藤澤元之介
11番	首藤佳隆	12番	北川嘉明
13番	中島貞次	15番	松浦崇志

会議に欠席した議員

14番 清原良典

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	清水美紀	書記	免田和佳奈

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠
税務課長	村瀬純		

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

緑も深い青葉の頃となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和6年第2回太子町議会臨時会（第508回町議会）が開会できますことは、町政進展のため、誠に御同慶に堪えません。

本日招集されました臨時会に付議されました案件は、専決処分の承認2件の審査等が予定されております。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重かつ迅速で的確な御審議をお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和6年第2回太子町議会臨時会（第508回町議会）が開会されるに当たりまして一言挨拶を申し上げます。

新緑輝く過ぎしやすい季節となりましたが、議員各位におかれましては公私とも御多用のところ御健勝にて本会議に御出席をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政推進のためにいろいろと御理解、御協力を賜っておりますこと、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会におきましては、専決処分をさせていただきました条例及び人事案件の承認案件2件を提出させていただいております。御審議をお願いします案件の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（松浦崇志） 議事に先立ち御報告いたします。

清原良典議員より、体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第2回太子町議会臨時会（第508回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松浦崇志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、首藤佳隆議員、北川嘉明議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（松浦崇志） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長(松浦崇志) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等2件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和5年度2月分及び3月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職・氏名をお手元に配っております一覧表のとおりです。

次に、閉会中、広報広聴委員会委員の清原良典議員、森田哲夫議員より委員を辞任したいとの申出があり、委員会条例第12条第2項の規定に基づき、議長においてこれを許可し、また委員会条例第7条第4項の規定に基づき、委員に堀卓史議員、中藪清志議員を議長において指名しましたので御報告いたします。なお、委員会条例第8条第2項の規定により、広報広聴委員会委員長に吉田智子議員、副委員長に出原賢治議員が委員会において互選されておりますので併せて御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時04分)

(再開 午前10時04分)

○議長(松浦崇志) 再開します。

~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)

○議長(松浦崇志) 日程第4、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、関係する太子町税条例を合わせて施行する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものにつき議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容としましては、1つに町民税、固定資産税、特別土地保有税等につきまして職権による減免を可能とする改正、2点目として令和6年度分の個人町民税の特別税額控除に係る法規定の新設に伴う条文の新設、3点目として再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特

例措置のうち、わがまち特例を定める条文の新設、4点目として令和6年度の固定資産の評価替えに伴い、引き続き土地に係る固定資産税の負担調整措置を講じるための改正などであります。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 承認第2号専決処分いたしました太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

順次、条ごとに説明いたします。

第51条の改正事項につきまして、第2項中、字句の訂正を改正いたしますとともに、第1項中の減免事由に該当することが明らかであり、かつ町民税を減免する必要があると町長が認めた場合には職権による減免を可能とするただし書の規定を追加するものでございます。第4項につきましては、字句の改正でございます。

次に、第71条の改正事項につきまして御説明いたします。

第51条と同様で、固定資産税につきましてただし書の規定を追加するものでございます。第3項につきましては、字句の改正でございます。

次に、第139条の3の改正事項について御説明いたします。

これも第51条と同様で、特別土地保有税についてただし書を規定するものでございます。第3項につきましては、字句の改正でございます。

次に、附則第6条の改正事項につきましては、引用条文にあります租税特別措置法の改正に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第7条の5から第7条の8につきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却に向けた一時的な措置として令和6年度個人町民税について定額による所得割額の特別控除を実施するものでございます。いわゆる定額減税の実施規定でございます。

まず、附則第7条の5について御説明いたします。

これは、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除について定めるものでございます。令和6年度分の個人の町民税に限り、前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者について納税者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を乗じた額を個人町民税の所得割の額より減税するものでございます。

続いて、附則第7条の6について御説明いたします。

これは、令和6年度分の個人の住民税の納税通知書に関する特例を定めるものでございます。給与所得に係ります特別徴収については令和6年6月の給与支払い分については徴収を行わず、減税後の額を令和6年7月から翌年5月までの11回にわたって徴収するものと定め、特別徴収税額通知は5月31日までにを行うものでございます。普通徴収につきましては定額減税前の年税額を基に算出した第1期分の税額から控除し、控除し切れなかった場合は第2期分以降から順次控除し徴収するものでございます。

続いて、附則第7条の7について御説明いたします。

これは、令和6年度分の公的年金等に係ります所得に係る個人の町民税に関する特例を定めるものでございます。定額減税前の年税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れなかった場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除し徴収するものでございます。ただし、令和6年度分の個人町民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は令和6年6月分の普通徴収税額から控除し、控除し切れなかった場

合は令和6年8月分の普通徴収税額から控除し、さらに控除し切れなかった場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除するものでございます。

続いて、附則第7条の8について御説明いたします。

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者については、納税義務者の申告がない限り捕捉できないため、定額減税を令和7年度分から行うこととしたものでございます。

次に、附則第8条の改正事項につきましては、地方税法附則の改正に伴い、引用条文の項ずれによる改正であります。また、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるように読替規定を追加するという法改正に伴う改正でございます。

次に、附則第10条の2の改正事項につきまして御説明いたします。

地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例については、地方団体の自主性、自立性を一層高めるとともに、税制を通じて地域の实情に応じた政策の展開ができるよう平成24年度に施行されております。この中で再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、特定バイオマス発電設備について当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合の参酌値を7分の6とすることに伴う規定を追加しております。同条第15項から第20項までは、地方税法の改正による項ずれが生じたことに伴う改正でございます。

次に、附則第10条の3の改正事項について御説明いたします。

新築住宅等の認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定要件に該当すると認める場合、特例を適用することとした法改正に伴う新設でございます。また、改正規定中の項ずれ等の所要改正を行っております。

次に、附則第11条から附則第15条までの改正事項につきましては、令和6年度の固定資産の評価替えに伴い、基準年度であります令和6年度から据置年度であります令和7年度、令和8年度までの各年度において、土地に係る固定資産税の負担調整措置が引き続き講じられたことに伴う改正でございます。

附則第16条の3第3項から附則第20条の3第5項につきましては、特別税額控除の対象となります所得割の額について、上場株式等に係る配当所得等、土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡及び短期譲渡所得等、分離課税分の個人町民税の課税の特例を含めるという読替規定の追加であります。

この条例の施行日は令和6年4月1日としております。また、改正後の条例規定が円滑に施行されますように新旧規定の適用について、附則第2条で固定資産税に関する経過措置を規定しております。緊急性を要する案件でございますので専決とさせていただきます。慎重な審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩します。

（休憩 午前10時17分）

（再開 午前11時50分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいております承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~  
追加日程第1 承認第2号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（松浦崇志） 追加日程第1、承認第2号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

上程中の議案1件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げさせていただいて報告に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、承認第2号。付託年月日、令和6年5月14日。件名、専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）。審査結果、承認すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年5月14日火曜日午前10時18分から午前10時48分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①令和6年度分の町民税の定額減税において影響を受ける対象者と減税額はとの質疑に、現時点での対象者は1万5,545人、減税額は1億4,933万円であるとの答弁があった。

②今回の改正内容には町民税の定額減税に係るもの以外の改正内容も含まれているが、今回の専決処分に含める必要があるのかとの質疑に、今回の条例改正は令和6年3月30日に公布され4月1日に施行された地方税法の改正によるものであるため、関係箇所全てを改正するものであるとの答弁があった。

③町民税の定額減税について町民にどのように周知するのかとの質疑に、普通徴収の場合は町

から個人に納税通知書を直接送付するが、特別徴収の場合は事業所から個人に税額決定通知書が送付されるため、個人ごとの周知は難しいので「広報たいし」や町ホームページ等での周知を検討したいとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により承認すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

~~~~~

日程第5 承認第3号 専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて）

○議長（松浦崇志） 日程第5、承認第3号専決処分したものに付き承認を求めることについて（太子町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第3号専決処分したものに付き承認を求めることについて説明を申し上げます。

固定資産評価員の選任につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものに付き議会の承認を求めるものであります。

現在、当町の固定資産評価員は太子町固定資産評価員規則第2条第2項の規定により総務部税務課長を充てることとしておりますが、令和6年4月1日付の人事異動に伴い、後任の村瀬税務課長を固定資産評価員として選任したものでございます。令和6年度の固定資産税の課税において早急に選任する必要があり専決とさせていただきましたが、慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

お諮りします。

承認第3号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

この際、御報告申し上げます。

西はりま消防組合議会議員中島貞次議員の辞任に伴い、西はりま消防組合議会議員に1名の欠員が生じました。

お諮りします。

組合規則の定めるところにより、西はりま消防組合議会議員を補充する必要がありますので、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙をしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、西はりま消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第2 西はりま消防組合議会議員の選挙

○議長（松浦崇志） 追加日程第2、西はりま消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西はりま消防組合議会議員に桑名幸夫議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました桑名幸夫議員を西はりま消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました桑名幸夫議員が西はりま消防組合議会議員に当選されました。

ただいま西はりま消防組合議会議員に当選されました桑名幸夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

桑名幸夫議員。

○桑名幸夫議員 お引受けいたします。

○議長（松浦崇志） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回太子町議会臨時会（第508回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時02分）

~~~~~

議長挨拶

○議長（松浦崇志） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の格別の御精励を賜りまして、専決処分の承認等、滞りなく議了することができましたことは町政進展のため誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励と御協力に対して、衷心より厚く御礼を申し上げます。

しばらくすれば風清らかな初夏の時期となってまいります。議員各位におかれましては、この上とも健康に留意されまして、町政進展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和6年第2回太子町議会臨時会（第508回町議会）が閉会するに当たりまして挨拶を申し上げます。

本日の臨時議会におきましては、専決させていただきました条例改正及び人事案件の承認につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に議決いただきましたこと、深く感謝を申し上げます。なお、審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいりたいと考えております。

これから日ごとに暑くなりますけれども、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に際しての挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 首 藤 佳 隆

署名 議員 北 川 嘉 明